

平成 25 年第 4 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

水野 由貴

押印掲載
を省略

1 日時 平成 25 年 10 月 24 日 (木) 14 時 00 分 ~ 15 時 10 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第五委員会室

3 出席委員

高橋 恒夫 委員長

成瀬 幸典 委員

瀬口 孝 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明のため出席した者の職・氏名

財政局 契約課長

日下 晋

財政局 契約課 主幹兼管理係長

浅野 淳

財政局 契約課 工事契約係長

吉田 学

都市整備局 参事兼技術管理室長

小林 法夫

都市整備局 技術管理室 主査

鈴木 寛史

水道局 総務部 企画財務課長

鈴木 亨

水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長

岩間 久則

水道局 給水部 管路整備課長

渡部 和彦

水道局 給水部 管路整備課 工事第二係長

小埜寺 利昭

交通局 総務部 財務課長

伊藤 幸雄

交通局 総務部 財務課 契約係長

高橋 孝明

交通局 東西線建設本部 建設部 建設課長

笠松 直生

ガス局 総務部 契約原料課長

柴又 浩

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

大野 伸二

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課長

庄子 清孝

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課 営業工事係長

尾形 一

ガス局 製造供給部 建設課長

田中 文夫

ガス局 製造供給部 建設課 主幹兼建設第一係長

高橋 春記

市立病院 総務部 経営管理課長

山口 智

市立病院 総務部 経営管理課 契約係長

佐藤 勝治

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 高橋 恒夫 委員長

会議録署名委員： 水野 由貴 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～23)及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P24)に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|---------|-----|---|
| 工事契約の状況 | 事務局 | <p>(資料 P1～23 参照)</p> <p>今回の報告は、平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 170 件。</p> <p>特例政令適用一般競争入札はなし。</p> <p>制限付き一般競争入札は 149 件で、内訳は市長部局等 115 件、水道局 6 件、交通局 4 件、ガス局 24 件である。</p> <p>指名競争入札は 10 件で、内訳は市長部局等 10 件、公営企業分はなかった。指名競争入札で行われた案件は、災害復旧工事等で契約までの期間を短縮する必要のあるものや、年度当初からの通年ものの工事で契約までの短縮が必要なもの等である。</p> <p>随意契約は 11 件で、内訳は市長部局等 5 件、水道局 1 件、交通局 2 件、ガス局 3 件である。随意契約を行った案件は、災害復旧工事等で緊急性の高い案件や、プラント工事等で特定の業者でなければ施工できないもの等である。</p> |
| 指名停止の状況 | 事務局 | <p>(資料 P24 参照)</p> <p>今回の報告に係る期間(平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日)における指名停止は 1 件であり、渡辺建設工業(株)に対して、2 ヶ月間の指名停止を行ったものである。該当事項は工事関係者事故で、概要は水道局発注工事で、工事関係者の負傷事故があり、その原因として、安全管理の措置が不適切と認められたことによる。</p> |
| | | (委員からの質問なし) |

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 170 件の工事のうち、成瀬委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P25 参照。）
- 2) 委員会により、10 件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

制限付き一般競争入札

青葉通線再整備工事 2

平成 25 年度（仮称）仙台市霊屋復興公営住宅新築工事に伴う解体工事

管整 第 25-4 号 口径 200 耗 大町一丁目地内配水支管更新工事

南光台東一丁目地内ガス工事に伴う舗装復旧工事（その 1）

指名競争入札

太白区管内側溝補修工事 1 工区（前期）

随意契約

（仮称）一番町駅自転車等駐車場出入口工事（土木）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「青葉通線再整備工事 2」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、予定価格 5000 万円を超える工事のため、総合評価方式の制限付き一般競争入札を行った。</p> <p>工事場所は西公園通から晩翠通にかけてであり、自然石舗装がメインの工事である。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似工事・同種工事の発注実績をもとに、地域要件（仙台市内に営業所を有する者であること）、格付評点（舗装工事の格付評点が 950 点以上）、施工実績（平成 10 年度以降に完成した国または地方公共団体等が発注した道路舗装工事の施工実績）があること、その他配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による入札を行い、日本道路（株）を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P26～28 参照）</p> |

| | | |
|-------------|-----|--|
| 「再整備」の意味 | 委員 | 「再整備」ということは、これに先立って整備工事があったということか。 |
| | 事務局 | 既に整備されている道路に手を加えることで「再整備」という位置づけである。 |
| | 事務局 | 東西線建設に伴って柵を動かしたのだが、それを再整備で元に戻すという工事をやっている。それで「再整備」とした。 |
| 応札者が1社だった理由 | 委員 | どうして応札者が1社だけだったのか。 |
| | 事務局 | この工事は舗装工事として発注している。舗装業者が得意なのはアスファルト舗装である。ところが本工事は自然石舗装がメインであり、手間がかかる上、資材の調達が簡易ではないので、人気がなかったと推測している。本工事の施工場所の東側においても平成24年度に実施したが、1社入札で人気がなかった。 |
| | 委員 | 入札参加資格に該当して自然石舗装ができる業者は少ないのか。 |
| | 事務局 | 地域要件を「市内に営業所がある者」に設定したので、この条件に合致して施工可能な業者は数十社あるものと思われる。 |
| | 委員 | 前回は今回も応札が1社だけだったのは、たまたまだったのか。 |
| | 事務局 | 舗装工事はもともと件数が少ないうえ、「市内に営業所がある者」向けの発注も少ない。発注公告が業者の目に触れる機会が少なかったのではないかとと思われる。またやりにくい工事なので参加を見送ったともと思われる。 |
| 工事の内容について | 委員 | 本工事は、歩道が自然石で統一されるという工事なのか。 |
| | 事務局 | 現在、青葉通の再整備全体について、現在車道が6車線だがこれを4車線にして、歩道を増やし、車道側はアスファルト舗装の自転車道とし、建物側を自然石舗装の歩道とするものである。 |

「平成25年度（仮称）仙台市霊屋復興公営住宅新築工事に伴う解体工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は予定価格が5000万円を超えているが、今年度から解体工事は総合評価を行わないこととしたため、総合評価方式を採らない制限付き一般競争入札を実施した。</p> <p>霊屋復興公営住宅の建設用地はNTTから購入したが、その土地には社宅が建ったままであったので、本工事はその社宅の解体工事を行ったものである。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似工事・同種工事の発注実績をもとに、地域要件（仙台市内に本店を有する者であること）、格付評点（家屋解体工事の格付評点が750点以上）、施工実績（平成10年度以降に完成した鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ延床面積700㎡以上の建築物の解体工事の施工実績）があること、その他配置技術者</p> |

| | | |
|-----------------|-----|---|
| | | <p>の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 14 社で、14 社による入札を行ったところ、5 社が失格基準に抵触して失格となり、残りの入札者中、最も入札額の低かった（株）東洋環境開発を落札者に決定した。</p> <p>（詳細は資料 P38～40 参照）</p> |
| 入札者が多かった理由 | 委員 | 解体工事は、やりやすい工事なのか。 |
| | 事務局 | 解体専門の業者もあり、そうした業者は積極的に参加してくる。また建築工事を本業とする業者で解体工事を行う業者も入ってくる。その結果、多くの業者が参加することとなった。 |
| 解体工事で総合評価をやめた理由 | 委員 | 解体工事で総合評価方式をやめた理由は何か。 |
| | 事務局 | 解体工事は工事の品質を問われる工事ではないため、総合評価による施工実績・施工能力を勘案する必要がないため、今年度から総合評価を行わないという整理にした。 |
| | 委員 | これまで解体工事でも総合評価の際に、事故の有無が評価に反映されていたと思うが、それは関係ないということになったのか。 |
| | 事務局 | 過去に事故を起こした業者は指名停止になるが、指名停止期間経過後は、労働基準監督署の指導を経て改善されているということで、適切な工事ができると考えられる。また安全管理を行う現場代理人や、有資格者の技術者も配置されるため、総合評価を行わなくても問題ないと判断した。 |
| 解体工事の発注の動向 | 委員 | 今後は解体工事よりも建設工事の方に向かっていくだろうから、解体工事は量的に終盤か。 |
| | 事務局 | 災害復旧工事についてはそうだが、老朽化した建物の建て替えは今後とも続いていくので、解体工事の発注は今後も続いていく。 |

「管整 第 25-4 号 口径 200 耗 大町一丁目地内配水支管更新工事」 について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、老朽化した配水支管を更新する工事である。</p> <p>入札方式は総合評価の制限付き一般競争入札とし、総合評価方式を簡易型とした。</p> <p>入札参加資格として、工事の履行能力を確認するために、工事内容を踏まえた資格を設定し、地域要件（仙台市内に本店を有する者であること）、格付評点（水処理施設工事の格付評点が 750 点以上）、施工実績（平成 10 年度以降に完成した国または地方公共団体が発注した上水道送配水管布設工事の施工実績）があること、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 2 社で、2 社による入札を行い、評価値が最も高かった仙台ガス水道工業（株）を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社</p> |

| | | |
|-------------------------|-----|--|
| | | を落札者と決定した。 (詳細は資料 P41～43 参照) |
| マイナス点 となった評 価項目 | 委員 | 総合評価で落札者の「エ．過去2ヶ年度における労働災害等又は不誠実な 行為」が「-2点」になっているが、何があったのか。 |
| | 事務局 | 同社は過去にガス局の工事で主任技術者を他の工事と兼務させたことがあ った。現在は兼務可能にしているが、当時は認められていなかったため指名 停止となった。このことがあったため「-2点」となった。 |
| 工事により 配点方法が 異なる理由 | 委員 | 同じ簡易型 型でも、案件番号 の工事とこの工事とでは、総合評価の評 価点の配点が異なるが、それはなぜか。 |
| | 事務局 | 土木工事と配管工事という、工事種別の違いもある。また水道局独自で定 めている部分もあるので違いが生じている。 |
| | 委員 | 総合評価の「企業の東日本大震災対応」を見ると、この工事では「ナ．東 日本大震災による『被災者等』の雇用実績」の項目だけだが、 や の工事 ではそれに加えて「ト．東日本大震災における緊急工事等の従事実績」もあ るが、これは工事の種類が違うために項目が違うということなのか。 |
| | 事務局 | 本来ならばオール仙台市として共通の部分があっただけだが、公営 企業と市長部局とでは扱っている工事の中身が違うということもあり、ある 程度独自性が出るのは止むを得ないと考えている。 |
| 総合評価の 方法 | 委員 | 総合評価については、総合評価の各項目について、それぞれの企業が記入 して提出するというやり方なのか。 |
| | 事務局 | 業者の自己評価により点数を出してもらい、落札候補者を決定する。その 後、落札候補者から資料を提出してもらい、事後審査を行ったうえで落札者 の決定を行う。 |

「南光台東一丁目地内ガス工事に伴う舗装復旧工事(その1)」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、東日本大震災で被害を受けたガス低圧本支管の入替工事に伴う 舗装復旧工事である。</p> <p>予定価格が1000万円以上5000万円未満であるため、入札方式は制限付き 一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似工事・同種工事の発注実績をもとに、地 域要件(仙台市内に本店を有する者であること)、格付評点(舗装工事の格付 評点が700点以上)、施工実績(平成9年以降に完成した国または地方公共 団体等が発注した舗装工事の施工実績)等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は17社で、17社による入札を行ったところ、4社が失格 基準価格を下回って失格となり、8社が同額となったため、電子くじの結果、</p> |

| | | |
|---------------|-----|---|
| 電子くじ | | <p>若葉建設（株）が落札候補者となり、資格審査を経て落札者に決定した。 （詳細は資料 P44～49 参照）</p> <p>なお、電子くじの仕組みについては以下のとおり。 入札参加業者が、「くじ入力番号」を入札時に任意で設定。 電子入札システムが、「乱数値」を自動設定。 電子入札システムが、「くじ入力番号」と「乱数値」を加算し、下三桁を「くじ番号」に設定。 電子入札システムが、抽選対象業者（同額業者）の入札書提出日時順に「応札順序」を「0」番から付番する。 抽選対象業者の「くじ番号」を加算し、くじ番号の合計数を算出する。 くじ番号の合計数を抽選対象業者数で割り、「余り」を計算する。 「余り」と「応札順序」が合致したものを第1位とする。 第2位以下の順位は、該当したものを除いて～を繰り返して決定する。</p> <p style="text-align: right;">（別紙資料「電子くじの仕組み」参照）</p> |
| 電子くじについて | 委員 | この電子くじの方法は、どのような根拠によるものなのか。 |
| | 事務局 | この方式だと、入札参加者・発注者ともに、恣意的なものが入り込まないためである。 |
| | 委員 | この方法は、前から仙台市ではこの方式によっているのか。 |
| | 事務局 | 仙台市というより、電子入札システムについては全国で同じ仕組みである。 |
| | 委員 | 今回、くじになったのは同額の入札だったためか。 |
| | 事務局 | そうである。 |
| | 委員 | 例えば同額の入札者が20社あった場合に、「余り」が20になってしまうことはないのか。 |
| | 事務局 | 必ず0から付番することと、20社の場合20で割るので、余りが0から19までになる。 |
| | 委員 | 業者には、このくじの経過をどこまで公表するのか。 |
| | 事務局 | この経過は見せない。「くじにより落札候補者となった」としか言わない。 |
| 8社の入札額が一致した理由 | 委員 | 8社の入札額が一致するというのは、参照数式みたいなものがあるということか。 |
| | 事務局 | 予定価格は事前公表している。失格基準の水準も公表している。舗装工事の場合の積算は、数量の積み上げで単純に計算できる。歩掛かりも公になっている。失格基準に近いところでの積算ができる。 |

| | | |
|------------|-----|--|
| 入札者が多かった理由 | 委員 | 今回の舗装復旧工事は入札者数が 15 社以上となった案件が多かったが、入札者が多くなったのはなぜか。 |
| | 事務局 | 推察だが、震災後、舗装工事に一定の落ち着きが見られ始めた。今回の案件は標準的な工事であり、かつ高額な工事だったので、各社が積極的に参加したのではないか。 |
| 電子くじについて | 委員 | ガス局だけでなく他の公営企業でも同額になった場合はこの方式をとるのか。 |
| | 事務局 | 電子入札の場合は同じ方式。紙入札の場合は実際にくじを引く。 |

「太白区管内側溝補修工事 1 工区（前期）」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|--------|-----------|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、予定価格 1000 万円以上のため、一度制限付き一般競争入札を実施したが参加者がなく中止となり、やり直し発注を行った案件である。半年間の補修工事であるため、年度のなるべく早い時期に決めたいと考え、発注期間の短い指名競争入札に切替えて実施した。</p> <p>本工事は側溝の補修工事をメインとし、管渠工、集水柵・マンホール工、舗装工を含む工事であり、対象区域内に側溝の破損が発生した場合にその都度補修を行うという工事である。</p> <p>技術的水準等を勘案し、類似工事の施工実績のある土木工事の業者 10 社を選定し指名した。</p> <p>6 社が辞退し、4 社が入札し、丹野土木（株）が落札した。</p> <p>（詳細は資料 P50～51 参照）</p> |
| 不人気の理由 | 委員 事務局 | <p>業者がやりたがらなかったのはなぜか。</p> <p>これは「管内もの」と呼んでいる工事であり、半年間、いつ補修の必要が生じてもいいように技術者・労務者を確保しておき、修繕依頼があったらすぐに動かなければならないため、事業者にとっては負担が大きいため、比較的嫌われる工事である。</p> <p>太白区内を 3 つに分けて 1 工区から 3 工区の発注を行ったが、はじめ 3 つとも一般競争入札を行ったところ、応札者があったのは 1 つの工区だけであり、この工事を含めて 2 つの工区は応札者がなく、指名競争入札に移行した。</p> |

「（仮称）一番町駅自転車等駐車場出入口工事（土木）」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|--------------------------------------|
| 事案説明 | 事務局 | 本工事は、（仮称）一番町駅の地下 1 階に建設される自転車等駐車場の出入 |

| | | |
|--------------|-----|---|
| | | <p>口の土木工事であり、建設局からの委託を受け施行するものである。</p> <p>契約方式は随意契約とした。その理由は、本工事は、開削工法で行うこととしており、一番町工区の土留構造の安定性を確保するため、現在工事中の本体側の埋め戻しと同時に出入口の掘削を行う必要がある。このことから、別業者の場合「安全管理上の責任を明確にすることが非常に困難」である。また、工事にあたっては、一番町工区の車線規制に本工事の車線規制が加わることになる。このため、土留等の仮設構造物の安定性確保、車線規制運用上の交通安全確保等を行ううえで一番町工区土木工事の安全管理と密接不可分になる。</p> <p>一番町工区土木工事のJV代表者である「鹿島建設(株)東北支店」は、統括的に現場の安全管理を担う現場代理人並びに工事施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者の双方とも配置しており、本工事の安全管理など一番町工区土木工事と一体的に行うことができ、「安全管理上の責任を明確にすること」が可能となる唯一の業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の14条第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に基づき、当該業者と特命随意契約を行った。</p> <p>（詳細は資料P52～53参照）</p> |
| 随契理由の 該当性 | 委員 | 「安全管理上の責任を明確にすること」の文言はどこから引っ張ってきたのか。 |
| | 事務局 | 交通局の随意契約ガイドラインからである。 |
| | 委員 | 6号随契の要件は「競争入札に付することが不利と認められるとき」だが、本件に適用するには違和感がある。 |
| | 事務局 | 随意契約ガイドラインにおいて、「他の部署の発注に係る履行中の工事・業務等と履行場所・対象が交錯・重複する工事・業務等で同一の相手方に履行させれば経費の節減、履行期限の短縮、責任の明確化等を図ることができるため他の者に発注することが不利となるもの」を6号随契のカテゴリーに含まれているため、それを根拠とした。 |
| | 事務局 | 通常、6号随契で行う場合は、価格が明らかに安くなる場合や工期が明確に短縮される場合などで、こうした場合は入札に付することが不利であるとして6号随契に該当する。本件については、この業者以外では事実上、工事施工に相当困難が生じるのは明らかと思われる。ただし、一方で、その他の随契事由に該当しそうなものとしては2号随契があり、2号随契はその業者でなければ施工できないような場合に該当するが、そこまで言い切ることができないので、6号随契が一番なじむのではないかということで、随意契約ガイドラインを作る際に、こういう場合は6号随契に該当すると整理した。 |
| | | なおご疑念が強いということであれば、この整理が正しいのか、もう一度整理したい。 |

| | | |
|----------------|-----|--|
| 東西線駅と 駐輪場整備 | 委員 | 現在は、一番町駅の予定地付近に地下駐輪場はないのか。 |
| | 事務局 | 現在はない。東西線の地下鉄駅全てに新たに駐輪場を整備するのが仙台市としての方針である。一番町駅は地上に用地が確保できないので、地下1階は駐輪場、地下2・3階は地下鉄ということで、建設局と交通局とで共同で工事している。 |

6 その他

(1) 高橋委員長、瀬口委員の退任挨拶

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

次回の委員会日程

高橋委員長及び瀬口委員の後任の委員については、現在推薦依頼の手続きを行っているので、新しい委員が決まったら、次回の日程を調整する。1月下旬頃の開催を考えている。

次回の抽出委員

次回の抽出委員は高橋千佳委員に依頼する。

7 閉会

電子くじの仕組み

くじに用いる情報

| | |
|------------|--|
| A)入札書提出日時: | 入札書がシステムに正常に格納された時間 (紙で入札書を提出した場合は、発注者が開札時に入札書の情報を登録した時間となります。) |
| B)くじ入力番号: | 受注者が入札書提出時に入力した3桁の数字 |
| C)乱数: | 入札書受付票発行時にシステムが自動的に発行する3桁の乱数 |



抽選方法

1. くじ入力番号(B)と乱数(C)を足し、その結果の下三桁をくじ番号とします。
2. くじ対象者のくじ番号を足し合わせます。
3. 足し合わせた値をくじ対象者の数で割ります。このときの余りが当たり番号です。
4. くじ対象者を入札書提出日時(A)順に並べます。このとき0から順に番号を振ります。
5. 当たり番号と4. で振られた番号が一致する業者が当選業者となります。

| NO | 業者名称 | くじ入力番号 | 乱数 | 合計 | くじ番号 | 入札した時間 | 応札順序 |
|----|-------------|-----------------|-----|------|------|---------------------|------|
| 1 | (株)テスト工務店01 | 999 | 951 | 1950 | 950 | 2008/04/30 14:26:10 | 1 |
| 2 | (株)テスト工務店02 | 888 | 656 | 1544 | 544 | 2008/05/01 14:44:51 | 4 |
| 3 | (株)テスト工務店03 | 888 | 597 | 1485 | 485 | 2008/05/01 13:54:11 | 3 |
| 4 | (株)テスト工務店04 | 000 | 936 | 936 | 936 | 2008/04/28 12:00:00 | 0 |
| 5 | (株)テスト工務店05 | 566 | 317 | 883 | 883 | 2008/05/01 13:54:08 | 2 |
| | | くじ番号合計 | | 3798 | | | |
| | | くじ番号合計÷抽選業者数の余り | | 3 | | | |

2008年05月08日 18時36分

CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 質問回答

平成20年05月08日

新規案件登録
案件連携取込
過去案件複写
業務支援検索
関連案件検索
関連案件一覧
申請受付一覧
審査一覧
入札案件一覧
受付状況一覧
内訳書一覧
状況登録
結果登録
入札書(見積書)一覧
資格審査(落札候補)
案件進捗一覧
担当確認
業者一覧
紙業者一覧

<くじ結果表示>

案件番号 999105010020070034
案件名称 くじ確認

| 番号 | 業者名称 | くじ番号 | 応札順序 | 落札 |
|----|-------------|------|------|----|
| 1 | (株)テスト工務店04 | 950 | 0 | |
| 2 | (株)テスト工務店01 | 544 | 1 | |
| 3 | (株)テスト工務店05 | 485 | 2 | |
| 4 | (株)テスト工務店03 | 936 | 3 | |
| 5 | (株)テスト工務店02 | 883 | 4 | |
| | | 合計数 | 余り | |
| | | 3798 | 3 | |

印刷

戻る